



盲ろう者支援について

新型コロナウイルス感染症が未だ収束に至らない状況下で、盲ろう者や通訳・介助者に対する支援についてお尋ねします。

まず、盲ろう者支援者からの声を紹介します。

盲ろう者と言うと、聞きなれないかもしれませんが、ヘレンケラーの名前を出せば、ピンとくると思います。視覚と聴覚両方に障害のある盲ろう者が外出したり、コミュニケーションを取ろうとするとほとんどの場合、何らかの支援が必要となります。例えば、全盲ろうの人は、通訳者が障がい者の手に触れて行う触手話による意思疎通が一般的です。



また、移動する場合は手を引く、肩に手をかけるなどして行動を補助することとなります。つまり支援する場合、盲ろう者と密着せざるを得ません。特に通院する、食料品の買い物、行政窓口での手続きなど、生存や社会生活を維持する上から必要不可欠な行動支援の要請に対し、支援者は断ることが出来ません。その場合、最低でも、マスクやフェイスシールド、手指の消毒液、手袋などの備品が確保される必要があります。しかしながら、現状は、支援する側も受ける側も感染のリスクを低減するための最低限の防御さえままならない状況です。

一方、盲ろう者からは次のような声が上がっています。

盲ろう者の皆さんが、情報交換や近況を話し合う唯一の場ともいえる例会も2月以降開催できず、やっと6月役員会が開催できました。障害のゆえに日頃から、日常生活に大きな制限がある上、例会なども開催されないとなると、ほとんど自宅に引きこもっているため肉体的、精神的なストレスも大きいようで

す。健常者であれば、このような環境下でもオンライン会議などが可能ですが、盲ろう者の皆さんは通訳者が傍らにいないければ、意思を伝えることも、受け取ることも出来ません。

また、総会・例会の会場である春日市のクローバープラザに入る時も、マスク着用が義務付けられています。健常者の皆さんには理解しづらいでしょうが、視覚と聴覚の重複障害を持つ側からすれば、嗅覚を使って様々な情報を得ています。マスクをすると嗅覚さえ制限されます。盲ろう者にとってのコミュニケーションの手段は先程も述べた触手話や指点字、手書き文字、耳元での大きな声、接近手話など近接した対応となります。今日のコロナ禍のように「3密」を避けることとなれば、社会生活が全く成り立たなくなります。是非このような実態を知ってほしいとの訴えでした。

まず、知事に2点お尋ねします。

早急に実態を把握して、派遣事業に必要なマスク、フェイスシールド、消毒液、手袋などの備品について、支援者や当事者に届けて頂くと同時に、今後の状況によっては長期的な支援をお願いしたいと考えますが、いかがでしょうか。

次に述べる派遣事業の推進等を含め、取りまとめの団体である公益社団法人福岡県身体障害者福祉協会だけではなく、当事者の団体である、福岡県盲ろう者友の会と定期的な情報交換をする場を整えて頂きたいと考えますがどうでしょうか。

次に、派遣事業について質問します。

県の調べでは、H30年3月末現在で、政令市、中核市を除く、県域の視覚と聴覚の重複障がい者は、323名です。また、H24年度の全国盲ろう者協会による調査では、本県の登録要件に当たると考えられる、視覚と聴覚に重複障がいのある人で、身体障がい者1,2級の手帳を持っている人は、191名となっています。H30年の福岡県身体障害者福祉協会への登録者は18人ですから、登録率は1割にも満たない状況です。同様に、東京都のH24年度調査で盲ろう者数は840人、H30年度調査で登録者数は139人で、登録率は16.5%となっています。東京盲ろう者友の会は登録率の低い理由を「盲ろう者を対象とした支援サービスがあるという情報が、視覚と聴覚の両方に障害があるゆえに本人のもとに届かない」ことが大きな原因ではないかと考えています。本県の登録要件に当たる重複障がい者数と盲ろう者登録者数が大きく乖離している実態に

ついて、どのように認識されているのか、知事にお尋ねします。

公益財団法人福岡県身体障害者福祉協会の規定によれば、福岡県盲ろう者通訳・介助員派遣事業を利用するためには登録が必要です。となると、前述したように、ほとんどの盲ろう者は通訳・介助員の支援を受けていないこととなります。もちろん視覚障害者が市町村事業である同行援護などの支援を受けている人も多くおられることが考えられますが、例えば全盲ろうの方がコミュニケーションを取ろうとすれば、スキルを持った通訳・介助員の手助けがどうしても必要となります。県全体で重複障がい者が適正な支援が受けられているのか、市町村と連携をして、実態を把握すべきと考えますが、いかがでしょうか。

本県の登録条件は、重複障がいがあり身体障害者手帳1級・2級所持者となっています。例えば、東京都の登録条件は、身体障害者手帳に「視覚障害」と、「聴覚障害」両方の記載があること、となっています。なるべく多くの障がいの皆さんが豊かな日常を送り、社会参加を進めるためにも、登録条件の緩和や登録推進について、事業の委託先である福岡県身体障害者福祉協会や福岡県盲ろう者友の会と協議を行い、より障害者のニーズにあった支援を実施していくべきです。県としても登録を推進すべきと考えますがいかがでしょうか。

福岡県盲ろう者友の会の皆さんからは、通訳・介助員が少なく、十分な支援が受けられていないとの声が上がっています。確かに統計上は、派遣できなかった件数は0となっており、表面上は充足しているように見えますが、現状は異なるようです。令和2年度派遣予算の登録者一人当たりの利用可能時間は月約10時間です。これはH30年度調査全国平均16時間と比べても短い。盲ろう者が安心して支援を受けられるために、登録者を増やすと同時に、通訳・介助員の人材養成が必要です。今後、人材育成をどう図っていくのかお尋ねします。

【小川知事の答弁】

◆通訳・介助員派遣事業に必要な物資の支援について

派遣事業では、身体に触れたり、耳元で会話したりすることが多くなるため、マスクや消毒液のほか、状況により、手袋・ガウン・フェイスシールドなどの防護具も必要になっています。

県が派遣事業を委託している身体障害者福祉協会においては、通訳・介助員

のマスクや消毒液を確保してきたが、利用者分については確保が十分とは言えず、防護具の準備もできていませんでした。

今後、同協会が、これらの物資を確保し、利用者や通訳・介助員に配布できるように、県として、調達先の確保などの支援を行ってまいります。

◆当事者団体との定期的な意見交換について

県では、これまで福岡盲ろう者友の会からの申し出に基づき意見交換の場を設け、派遣事業に関する要望をはじめ、幅広く意見を伺ってきました。

しかし、ここ数年、団体からの申し出がなく、意見交換の機会が減っていました。派遣事業を円滑に実施していくためには、当事者の皆さんから幅広く意見や要望を聞く必要があると考えているので、今後、意見交換を定期的に行うことについて、福岡盲ろう者友の会と協議してまいります。

◆重複障がい者数と通訳・介助員派遣事業に登録する重複障がい者数が乖離している実態について

派遣事業を利用するために登録されている重複障がい者の方は少数にとどまっていますが、利用の対象となる方の中には、派遣事業についてご存知ない方がいる一方で、家族による支援がある、あるいは施設に入所していることで、派遣事業の必要性がない方もいると考えています。

今後、市町村や関係団体と協力して、この派遣事業を必要とする方がどのくらいおり、そのうち利用登録していない方がいるとすれば、その理由について調査する必要があると考えています。

◆重複障がい者への支援の実態把握について

今申し上げた調査においては、障がい福祉に関する支援を決定している市町村から個々のケースについて、聞き取りを行うとともに、当事者の団体からも意見を伺って実態を把握してまいります。

◆通訳・介助員派遣事業を利用する盲ろう者の登録推進について

派遣事業は、盲ろう者の方々の社会参加を促進するため、より支援が必要な重度の盲ろう者の方々を対象としています。

このため、登録要件として、身体障害者手帳の1級又は2級の所持者の方と定めており、現在のところ、この要件を見直す必要があるとは考えていません。全国的にも、37道府県が本県と同様の要件を定めています。

県としては、通訳・介助員の派遣を必要としている盲ろう者の方々に、支援が行き届くようにすることが重要であると考えており、そのため、まず、この派遣サービスに関する情報がきちんと届くように周知を図り、その上で、同協会によるサービスの利用の登録につなげていく必要があると考えています。

◆通訳・介助員の人材育成について

県では、身体障害者福祉協会に委託し、盲ろう者の特性に応じたスキルを習得する通訳・介助員の養成研修を実施しています。

現在、通訳・介助員として57名の方が修了し、同協会の登録を受けています。

また、盲ろう者の支援にあたっては、一人ひとりの見え方や聞こえ方に応じて、さまざまな方法での支援が必要となるため、同協会に委託し、年に1度、通訳・介助員に登録をされた方を対象に、事例発表、意見交換、実習を通じて学ぶ現任研修を行って、スキルアップを図っています。昨年度は12名の方が受講されました。

今後とも、これらの研修を通じて、通訳・介助員の人材育成に取り組んでまいります。